

(第88号議案)

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正骨子

(1) 被保険者証および被保険者資格証明書の廃止に伴う改正

被保険者証および被保険者資格証明書の廃止に伴い、給付や過料にかかる規定の整備を行う。

(2) 保険料の徴収猶予に係る改正

現在6月以内となっている徴収猶予の期間について、資力の有無等が不明なまま急患として医療機関を受診し、即時入院等が必要な場合等について、資力の活用が可能となるまで徴収の猶予が出来るよう、猶予期間を1年まで延ばせるよう規定を整備する。

2 改正理由

国民健康保険法の改正に伴い規定を整備するとともに、保険料の徴収猶予期間等について規定を整備する必要がある。

3 施行時期

令和6年12月2日

4 その他資料

別紙「中野区国民健康保険条例新旧対照表」

中野区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 保険給付</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(療養の給付の範囲)</p> <p>第6条 療養の給付の範囲は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。） 第36条第1項及び第54条の3第4項に定めるところによる。</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第7条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、療養の給付を受ける被保険者は、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該給付を受ける際、当該保険医療機関等に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合</u> 100分の30</p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>(入院時食事療養費)</p> <p>第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条及び第54条の3第4項に定めるところによる。</p> <p>(入院時生活療養費)</p> <p>第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 保険給付</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(療養の給付の範囲)</p> <p>第6条 療養の給付の範囲は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。） 第36条第1項に定めるところによる。</p> <p>(一部負担金)</p> <p>第7条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、療養の給付を受ける被保険者は、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該給付を受ける際、当該保険医療機関等に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき</u> 100分の30</p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>(入院時食事療養費)</p> <p>第9条の2 入院時食事療養費の支給は、法第52条に定めるところによる。</p> <p>(入院時生活療養費)</p> <p>第9条の3 入院時生活療養費の支給は、法第52</p>

条の2及び第54条の3第4項に定めるところによる。

(保険外併用療養費)

第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条及び第54条の3第4項に定めるところによる。

(療養費)

第9条の5 療養費の支給は、法第54条並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項までの規定に定めるところによる。

(訪問看護療養費)

第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2及び第54条の3第4項に定めるところによる。

第9条の7～第12条 (略)

第5章 (略)

第6章 保険料

第14条 (略)

(保険料の賦課額)

第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。))第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

第14条の3～第22条の2 (略)

(徴収猶予)

第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請に

条の2に定めるところによる。

(保険外併用療養費)

第9条の4 保険外併用療養費の支給は、法第53条に定めるところによる。

(療養費)

第9条の5 療養費の支給は、法第54条及び第54条の3第3項から第5項までの規定に定めるところによる。

(訪問看護療養費)

第9条の6 訪問看護療養費の支給は、法第54条の2に定めるところによる。

第9条の7～第12条 (略)

第5章 (略)

第6章 保険料

第14条 (略)

(保険料の賦課額)

第14条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(法施行令第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

第14条の3～第22条の2 (略)

(徴収猶予)

第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請に

よつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月(急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年)以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) (略)
- (4) 前3号に掲げる理由に類する理由があるとき。

2 (略)

第24条～第24条の5 (略)

第7章 (略)

第8章 罰則

(過料)

第27条 区長は、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第28条・第29条 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年

よつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくは、これに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、若しくは休止したとき。
- (3) (略)
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があるとき。

2 (略)

第24条～第24条の5 (略)

第7章 (略)

第8章 罰則

(過料)

第27条 区長は、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出し、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第28条・第29条 (略)

附 則 (略)

度分の保険料については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。